

あなたは
ひとりぼっちじゃない。

あなたのことを思うからこそ、
万引きを繰り返してほしくないのです。
だから、必ずこの冊子を開いて
ください！



わかっていますか？ 万引きは商品を盗み取

万 引 き を

しない



窃盗罪。

してしまう

万引きをしたあなたは窃盗犯として罰せられます。

【刑法第235条 窃盗罪】

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、

10年以下の懲役又は

50万円以下の罰金



逃げるために暴行を加えると強盗罪に問われることもあります。強盗罪になると、5年以上の懲役。罰金刑はありません。(刑法第238条 事後強盗)

万引きに、より厳しく！



全件通報



万引きは、精算前の商品をポケットやバッグに入れた段階で、犯罪として成立します。そのため“**店内捕捉**”周りにお客さまがいる店内で捕まることもあり、さらに“**全件通報**”理由のいかんを問わずすべて警察に通報されます。

言い訳は通用しません。

る「窃盗罪」という重大な犯罪です。



多額の賠償請求をされることも!

実例として、1,000円余りの商品を万引きして有罪となった万引き犯が、店側から損害賠償請求をされ、約7万円の賠償金を支払うことになったケースもあります。

内訳は、監視のために増員した店員の日当や警察の事情聴取に要した店員の時間給などです。

わずかなお金のつもりが、高い代償を支払うことになる場合もあるのです。



被害者の思いを考えたことはありますか?

商品をひとつ売っても、お店が得られる利益はごくわずか。毎日毎日、努力を積み重ねて得られたはずの利益が、万引きで一瞬のうちに失われてしまい、やむなく閉店に追い込まれるお店も少なくありません。

本屋さんでは1冊盗まれると、50冊売らなければ元を取り戻せません。万引きをされたお店の被害は深刻で、悔しく悲しい思いをしているのです。



家族や周りの人たちの思いを考えましたか?

万引きをしたら、あなたの家族はどう思うでしょう。家族全員が辛い思いをしながら暮らさなければならなくなるかもしれません。

また、家族と同居しておらず独り暮らしだからという人も、あなたのことを知っている周りの人たちがショックを受けることでしょう。

あなたの軽はずみな行動が知られれば、家族や周りの人たちをあなた以上に苦しめてしまうのです。

考えたことがありますか？ 万引きで捕ま

万 引 き を

一度で
後悔する



捕
ま
っ
た
そ
の
先
に
は
。

繰り返す

万引きを何度も繰り返していると
刑務所に送られることにも。

たとえ「被害額が少ないから」
「初犯だから」といっても、
万引きはひとのモノを盗む
という窃盗罪です。
犯罪を繰り返し
実刑判決を受けると
刑務所に服役しなければ
なりません。



逮捕後、あなたはこうなります。

万引きをして窃盗容疑で逮捕されると、警察の取調べを受けることとなります。

「捕まるとは思っていなかった」
「捕まったのは運が悪かった」など
と思っていないですか？



取調べ

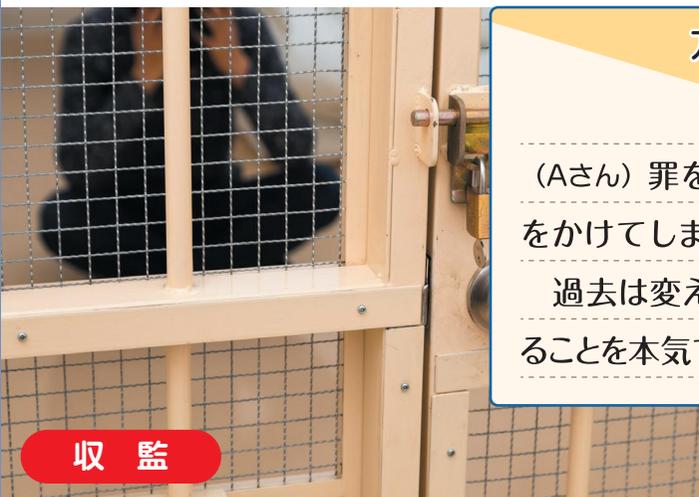
ると、どんなことが待っているか。



そういう人は万引きを繰り返し、悪質と判断された場合、検察へ身柄が送られます(送検)。

住居が定まっていない、証拠隠滅や逃亡などのおそれがある場合、刑事施設に収容され、最大20日間留め置かれます(勾留)。

そして、検察官が「裁判を起こしたい」と申し立てると(起訴)、被告人として刑事裁判を受けます。有罪(懲役)の場合は、刑務所に収容されます(収監)。



万引きの講話を聞いた 受刑者の感想文(抜粋)

(Aさん) 罪を犯して刑務所に入り周囲にも迷惑をかけてしまい、今さらながら悔やまれます。

過去は変えられないが、これからは自分にできることを本気で全力で行動したいと思います。

収監

出所後に待っているのはつらい人生です。

刑期を務めたら、社会制度上は万引きの罪を償ったこととなります。

でも、社会復帰はそう簡単なものではありません。刑務所から戻ったその先で待っているのは、厳しい生活です。その重い現実を背負って生きていかなければなりません。

それは耐えがたいこと。そうしたなかで、地域に受け入れてもらいながら人生をやり直し、万引きを繰り返さずにしっかりと生きていくにはどうすればよいでしょうか。▶▶ 次のページにそのためのヒントがあります!

もう二度と万引きを繰り返さない

万引きを

何度も
繰り返す



繰り返さない。

きっぱりやめる

必ずできます！ 新たな人生の出発

犯してしまった罪は消せません。
でもだからこそ、そのつらい経験を
戒めとして前向きに生きていく。
そう心がければ、
笑顔にあふれた
こころ穏やかな人生を
送ることができるはずです。
いうまでもなく、あなたの人生は
あなたが決めるものなのですから！



暮らし方を見直してみましょう！

万引きをしてしまう理由のひとつに、今後の生活が心配だから「節約したくて」という人がいます。でも、それは他人のモノをドロボーする“窃盗”であって、“節約”ではありません。

高齢者世代になると、月々に入ってくるお金は



ために。



決まっています。その前提に立って計画的にお金を使い、ムダな出費はしない。それが節約です。

例えば、1日分の食費は自分で決めた1か月の食費を30日で割った金額にするなど、節約を心がけるには、お金の支出を根本的に見直し、暮らし方を変えてみる必要があります。



地域に居場所を作りましょう!

今日から明るい笑顔であいさつを試してみませんか。

例えば、ご近所の人たちに。あるいは、市区町村社会福祉協議会やNPO法人等が運営する地域のサロンやカフェ、ふれあい食堂、老人クラブ等、地域の住民が気軽に集う場所に足を運んでひと言。

「おはようございます!」

「こんにちは!」「こんばんは!」

するとあいさつが返ってくるはずですよ。

そのとき、あなたはきっと感じるでしょう。「自分にも居場所がある」と。



そして、万引きで迷惑をかけてしまったお店もゴールのひとつ。そこで普通の買物客としてお店の人たちと笑顔であいさつを交わし合えば、あなたの大切な人生は本当の意味で再スタートできるはずですよ。

ひとりで悩まず、まずご相談ください。

ご相談先については裏面をご覧ください。





あなたの身内、地域の人たちも
大切な相談相手だということを
忘れないでください。

あなたはひとりぼっちじゃない。

生活に関する不安や悩みについての相談先 〈参考〉

- 高齢者の総合相談窓口…「地域包括支援センター」
- 介護サービス…「市町村介護保険担当課（高齢者福祉担当課）」
- 認知症に関する相談…「認知症コールセンター」「認知症疾患医療センター」
- 経済的な悩み、就労や家計など生活上の困りごと…「生活困窮者自立相談支援機関」

上記の連絡先に関するお問合せは

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

電話 045-210-4750

県ホームページ

神奈川県 高齢者万引防止

検索



または、お近くの市町村にご連絡ください。

万引き防止に関するお問合せは

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構（略称：マンボウ）

電話 03-5244-5612（平日9：30～16：30）



神奈川県

発行 福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1